

公益財団法人高槻市文化振興事業団 後援名義の使用に関する内規

平成7年9月1日制定

(目的)

第1条 この内規は、高槻市における文化及び生涯学習の振興を図るため、各種文化事業に対し後援名義の使用許可を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この内規において対象とする事業は、次のとおりとする。

(1) 主催者

行政機関、文化団体又は個人等で、原則として市内において文化及び生涯学習活動を計画的、継続的に行っているもの

(2) 参加者

不特定多数の市民参加が可能なもの

(3) 事業目的

優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供及び自主的な文化活動等の発表の場の提供を行うことを目的とするもの

(4) その他

営利性の強いもの、政治・布教を目的とするものは除く。

(申請)

第3条 後援名義の許可を受けようとするものは、後援名義使用許可申請書(様式第1号)に、主催者の概要、事業計画書、収支予算書等の資料を添付して理事長に提出しなければならない。その場合、必要に応じて事業計画書、収支予算書及び広報計画書等の提出を求めるものとする。

(許可通知)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理し、審査の結果許可することが適当と認めるときは、当該申請者に対し後援名義許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業報告)

第5条 前条の決定を受けたものは、事業終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を理事長に提出しなければならない。ただし、場合によっては、これを省略することができるものとする。

(委任)

第6条 この内規に規定するもののほか、必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

1 この内規は、平成7年9月1日から実施する。

2 後援名義の使用許可等に関する要綱は、廃止する。

附 則

この内規は、平成10年7月14日から実施する。

附 則

この内規は、平成11年8月27日から実施する。

附 則

この内規は、平成21年10月19日から実施する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から実施する。